

**令和 7 年第 3 回泉南市議会定例会議案書
(付議案件綴及び同説明資料綴)**

(追加分)

議 案 一 覧 表

(令和7年9月8日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	33	裁判上の和解について	5
議 案	34	裁判上の和解について	9

議案第33号

裁判上の和解について

大阪地方裁判所岸和田支部令和5年（○）第○号所有権移転登記手続請求事件について、次のとおり和解を成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月8日提出

泉南市長 山 本 優 真

1 当事者

原告 株式会社○○

被告 泉南市新家財産区

2 訴訟物の価額

5, 926, 599円

3 対象物件

種 類 土地

所 在 泉南市○○

地 番 ○○

地 目 〇〇

地 積 〇〇

所有者 泉南市新家財産区

4 和解の内容

- (1) 原告及び被告は、上記対象物件を以下の過程で分筆し（分筆後の土地を以下「本件土地」という。）、利害関係人泉南市は、本件土地を下記の条件で売渡し、原告はこれを買受ける。
 - ① 原告及び被告は、本件土地の原告の事業目的に必要な範囲の特定を行うべく、必要な境界確定、図面作成等を行う（以下「本件土地特定作業」という。）。
 - ② 被告は、本件土地特定作業により特定された本件土地を分筆登記を行う。
 - ③ ②ののち、被告は、利害関係人泉南市に、贈与を原因として移転登記を行う。
 - ④ 利害関係人泉南市は、原告に対し、本件土地を売り渡し、これを買受、売買を登記原因として、登記を移転登記する。
- (2) (1)の登記手続及び鑑定に要する費用は、原告の負担とする。
- (3) 被告及び利害関係人泉南市は、(1)の売買契約が成立後、原告が本件土地を含む進入路につき、〇〇側で同進入路上で車両が離合できる範囲の拡幅工事及びそれに伴う補強工事を行うことを認める。ただし、当該工事は、提体の様を変えないものとし、事前に工事概要を被告及び利害関係人泉南市に示し、了承を得ることとし、工事が万一〇〇に及ぶ場合、〇〇内の拡幅範囲を売買とするか、利用権設定とするかは、協議でこれを決める。また原告は、同工事の施工については、〇〇と〇〇との水の環流、工事の安全を約束する。
- (4) 被告及び利害関係人泉南市は、本和解内容につき地元関係者らが、本和解条項につき異議を述べないことを確認する。
- (5) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

5 事件の概要

- (1) 原告は、上記対象物件を昭和36年6月3日に時効取得したとして、所有権に基づく妨害排除請求権により、上記対象物件の登記上の所有者である被告に対し、時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよとの判決を求める訴訟を令和5年〇月〇日に大阪地方裁判所岸和田支部に提起した。
- (2) 訴訟の提起以来、同裁判所において審理されてきたが、令和6年9月19日に同裁判所から本件の解決に向けた方策として和解解決を示す見解が出されたことを受け、原告、被告及び利害関係人泉南市で協議を行ったものである。

議案第34号

裁判上の和解について

大阪地方裁判所岸和田支部令和5年（○）第○号○○利用権確認請求事件について、次のとおり和解を成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月8日提出

泉南市長 山 本 優 真

1 当事者

原告 株式会社○○

被告 泉南市新家財産区

2 訴訟物の価額

48,550円

3 対象物件

種 類 土地

所 在 泉南市○○

地 番 ○○

地 目 ○○

地 積 ○○

所有者 泉南市新家財産区

4 和解の内容

- (1) 原告、被告及び利害関係人泉南市は、原告が運営するゴルフ場内において、被告が所有する上記対象物件（通称○○）の一部に、橋台等を設置し、ゴルフ場内のホール間をつなぐ橋（１６番ホールと１７番ホールをつなぐ橋）若しくは、これに準ずる強度と安全性を有する吊り橋を設置する権利を有することを確認する。ただし、工事をする際には、事前に被告及び利害関係人泉南市と協議することとする。
- (2) 上記設置等に要する費用は、原告の負担とする。
- (3) 原告は、(1)の橋若しくは吊り橋の設置等で○○の水の環流に影響及び水質の保全に影響を及ぼさない構造にすることを確認する。
- (4) 被告及び利害関係人泉南市は、本和解内容につき地元関係者らが、(1)の橋若しくは吊り橋の設置等に異議を述べないことを確認する。
- (5) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

5 事件の概要

- (1) 原告は、被告に対し、被告が所有する○○の一部に橋脚を設置し、ホール間をつなぐ橋（１６番ホールと１７番ホールをつなぐ橋）を設置する権利を有することを確認するとの調停を令和３年○月○日に佐野簡易裁判所に申し立てた（令和３年（○）第○号）。
- (2) 以後調停を重ねたものの折合がつかず調停不成立となった。
- (3) その後、原告は、本件○○の所有者である被告に対し、本件○○上に橋脚付きの橋を設置し通行する権利を有すること

を確認するとの判決を求める訴訟を令和５年〇月〇日に大阪地方裁判所岸和田支部に提起した。

- (4) 訴訟の提起以来、同裁判所において審理されてきたが、令和６年９月１９日に同裁判所から本件の解決に向けた方策として和解解決を示す見解が出されたことを受け、原告、被告及び利害関係人泉南市で協議を行ったものである。

